

みんなで実現！
ごみマイナス40%

町田市役所からのお知らせ

Vol.7

発行日：2013年7月5日
発行：町田市環境資源部
問合せ：循環型施設整備課
住所：町田市森野2-2-22
電話：042-722-3111
(内線：3721~3724)

ごみ資源化施設建設 NEWS

広報紙「ごみ資源化施設建設 NEWS」では、2020年度からの稼動を予定している新たな「ごみの資源化施設」に関する情報をみなさまにお届けします。

新たな資源ごみ処理施設をご紹介します

2011年4月に策定した「町田市一般廃棄物資源化基本計画」では、2020年度までにごみとして処理する量を40%削減することを全体目標としています。このため、新たな焼却施設の規模は、現施設の約6割(258ト/日)に縮小するとともに、バイオガス化施設(50ト/日)を設け、ごみの減量と資源化率の向上、二酸化炭素の排出量削減を目指しています。今回は、資源ごみ処理施設をご紹介します。

※分け方・出し方は変更する場合があります。



2013年7月1日から、使用済小型家電の拠点回収がはじまりました。新たに資源化する品目については、広報などでお知らせします。

【異物や資源化できないものは、手作業で分けます】



再生工場

適正に資源化できる事業者へ

リサイクル



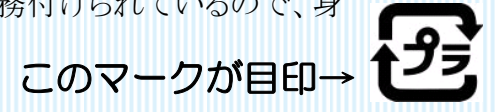
資源ごみ処理施設 Q&A

Q 資源ごみ処理施設って、何をするとところなの？

A 資源ごみ処理施設ではビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック、白色発泡トレイ、紙パック、乾電池、蛍光灯等を取り扱います。ビン・カン・ペットボトル・容器包装プラスチックについては、異物を取り除く「選別」、運搬しやすいように押し潰す「圧縮」やまとめる「梱包」（ビンは除く）、及び適正に資源化できる事業者へ引き渡すまでの「貯留（一時保管）」をします。また、その他の白色発泡トレイなどについては圧縮などはせずに「選別」、「貯留」のみを行います。燃やしたり、化学的な処理はしません。

Q 容器包装プラスチックって何？

A 容器包装プラスチックとは、「容器包装リサイクル法」で定められたプラスチック製の容器や包装のことで、消費者が「分別」、自治体が「収集」、事業者が「再商品化」することが義務付けられています。具体的なものとしては、お菓子など食品が包装されている袋、シャンプーや洗剤の容器などです。また、法律により識別表示が義務付けられているので、身の回りでマークを探してみてください。きっと、たくさん見つかると思います。
（※プラスチック製品すべてではないので注意が必要です！）



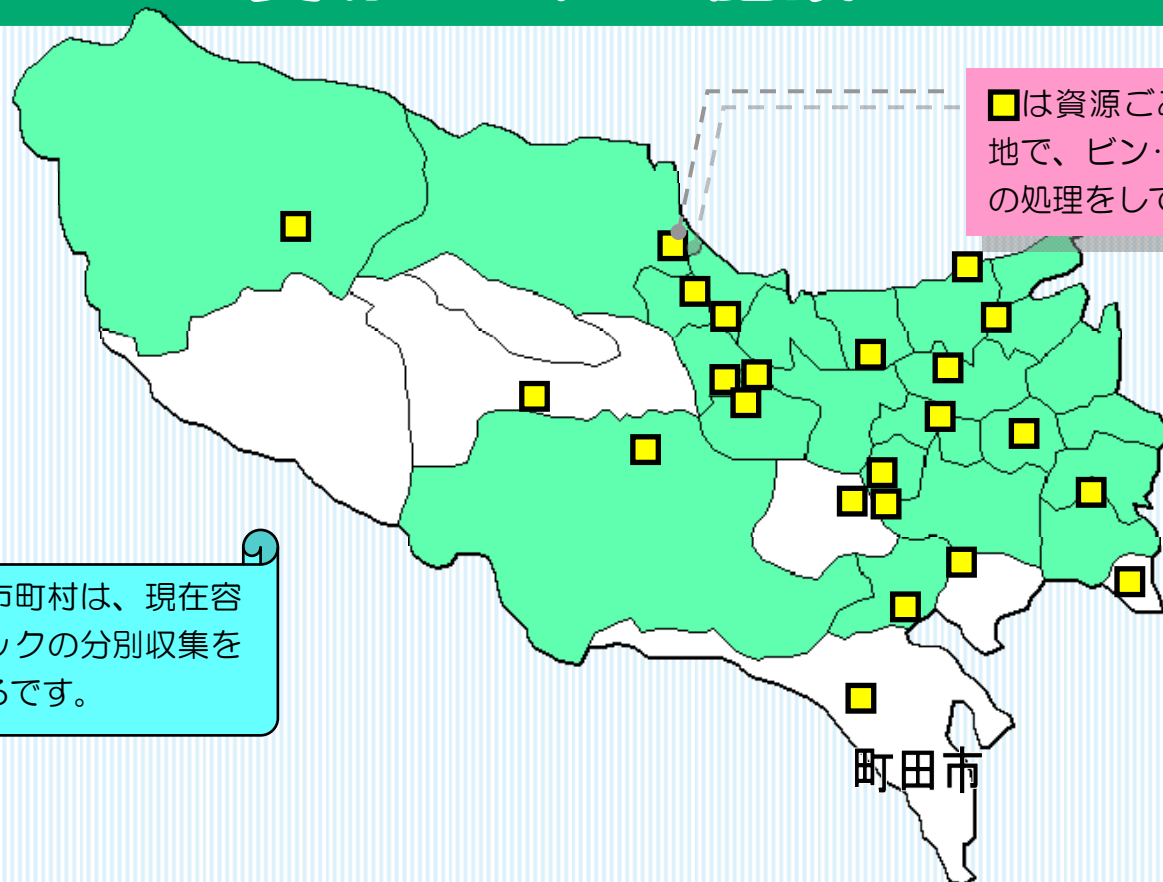
Q 今までと何が変わるの？

A 現在、燃やせるごみ・燃やせないごみとして出している容器包装プラスチックを、新しい資源ごみ処理施設では、新たに分別・収集することになります。

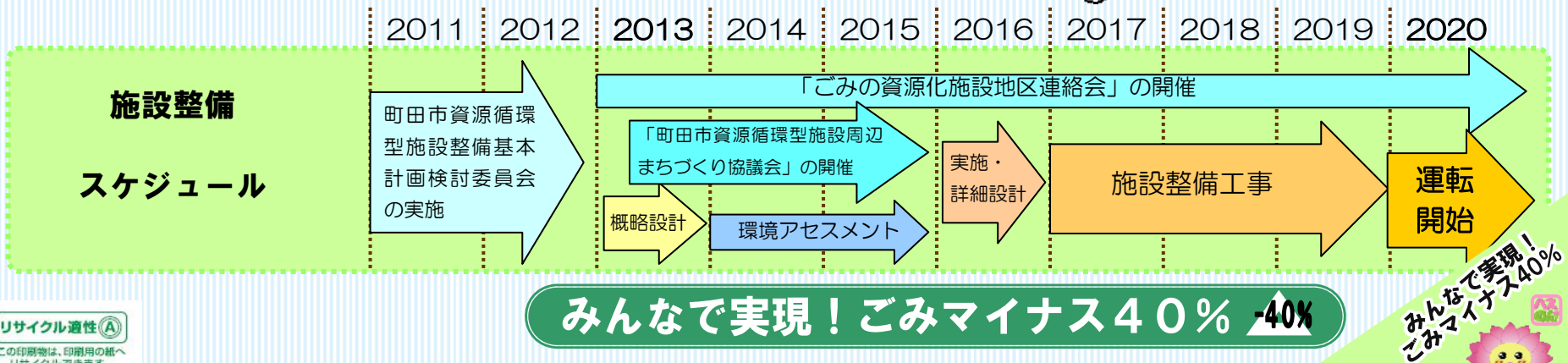
Q プラスチックを圧縮すると有害物質は出ないの？

A 「町田市一般廃棄物資源化基本計画（2011年）」の策定の際、有害な化学物質が発生するのではないかという不安の声がありました。そこで、市内760世帯に約3ヶ月間ご協力いただいてプラスチックを分別収集し、実際に圧縮する実験を市民の方立会いのもと行いました。その結果、微量の化学物質が検出されましたが、クロロホルムとトルエン以外は国の基準値を大きく下回っていました。クロロホルムは、使いかけの容器に残っていた塩素系の漂白剤が紙などと反応して発生した可能性があります。トルエンは、プラスチックに使われている成分に由来していると考えられます。しかし、これらの化学物質は他市の同様の施設でも検出されており、活性炭等で除去をすれば基準値以下にできることがわかっています。また、実験時に施設周辺では環境測定を行いました。全ての項目について基準値をはるかに下回っていました。（『プラスチック資源化実験の結果』は町田市のホームページで公開しています。）

多摩地区にある資源ごみ処理施設



地図中の緑色の市町村は、現在容器包装プラスチックの分別収集を行っているところです。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

みんなで実現！ごみマイナス40% -40%

